

I 労働安全衛生関係法令の順守

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った対策をとることです。以下、労働安全衛生関係法令で、**事業者**に**義務づけられている措置**を説明します。

1 危険防止の措置

- 機械設備を使用して作業を行う場合
 - 機械の動作範囲に身体の部位が入らないようにするため、**柵や覆い**などを設けること。
- 火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合
 - **換気**を行う、**火気を使用しない**などの措置をとること。

2 健康管理の措置

事業者は、従業員に対して年に1回、**定期健康診断**を実施すること。また、従業員を有害な業務に就かせる場合には、6カ月以内に1回、**特殊健康診断**を実施すること。

3 安全衛生管理体制の整備

- ① 安全衛生推進者または衛生推進者の選任
従業員数10人以上50人未満の事業場では、**安全衛生推進者**または**衛生推進者**を選任し、危険防止の対策や教育、健康診断などの安全衛生の業務を担当させること。
- ② 作業主任者の選任
プレス機械や**木材加工用機械**による作業など、危険または有害な作業を行う場合には、**作業主任者**を選任し、作業員の指揮、機械設備の点検等を行わせること。
- ③ 従業員の意見の聴取
従業員の意見を聞きながら安全衛生対策を進めること。



4 安全衛生教育の実施

従業員を雇い入れたときなどには、安全衛生のための教育を行うこと。

(教育の内容)

- ・ 機械、原材料、保護具などの取扱方法
- ・ 作業手順
- ・ 事故時における応急措置

※ 小型ボイラーの取り扱い作業など危険または有害な業務に就かせる場合には、その業務に関する**特別の教育**を行わなければなりません。